



巻頭言

日本という国に生まれて

建築基本法制定準備会 幹事 橋本友希



昨年、母の実家である和歌山県の醤油発祥の街湯浅町を訪れました。90歳をこえた叔母が一人暮らしをしている熊野古道に面した旧米問屋は、国の重要伝統的建造物群保存地区にあり、厨子（つし）二階と本瓦葺、格子が修復され、今では多くの観光客の記念写真となっています。建築に関わり初めて35年以上、湯浅町の町並みや歴史が保存されている姿に、建築は文化であることを改めて感じさせられたものです。世界に目を向けると多くの都市にはあたり前のように歴史保存地区があり、人々が建築を大切な社会資産として保存に関わっている姿があります。日本はインバウンド効果の期待もあり、様々な地域で新たに町並みが整備保存されつつありますが、都市部では建築主の経済的理由や公的予算の都合などで、町並みを無視した高層建築が突如出現したり、歴史的建造物が取り壊されたりしている一方、地方では空き家や廃屋が急増しています。

戦後75年、「建築基準法」は日本の繁栄に大きく寄与した反面、変化しつつある現在の社会状況に必ずしも適応しているとは言えない状況があります。今こそ、建築の基本理念である「建築基本法」を制定し、建築主の責任や建築に携わる専門家の責務を問い直し、美しい日本の景観を次世代に引き継ぐことが我々専門家の使命ではないかと考えます。このためには、すべてを乗り越え、力を合わせて行動することが重要です。超党派での国会議員の先生方との勉強会や地方シンポジウムを通じ、改めて「建築基本法」の必要性を感じるとともに、その実現に向けて突き進んで行かねばならないと感じるこの頃です。

基本法制定準備会 2019年通常総会の報告

日時: 2019年6月1日(土)
14時00分～14時45分
場所: 建築会館 301・302 会議室
議長: 神田順
司会進行: 牧村功

1. 開会
2. 会長挨拶 神田順 会長

今までいろいろな都市で地域をどうするかというシンポジウムなどを積み重ねてまいりました。自治体の中で建築をどう見て、どういう形で街をつくっていくのか、非常に大きなテーマでもあります。そのためにも建築基本法制定に関しては、議員連盟を作り、超党派で議員の賛同を頂いて、国会で議論してもらうことが大切だと思っております。昨年は、議員連盟作成に向けていろいろ努力をしたのですが、今一步というところでした。

今年は、これからどういう形で展開できるか、皆さんで問題を共有して進めていきたいと思っております。



会場の様子

3. 議長選出:議長 神田順 会長

4. 定足数確認:佐久間慎夫 幹事

会員数 194 定足数 (1/3 以上) 65

出席数 23 委任状 60 合計 83

5. 議事録確認者選出:西一治氏

6. 議事

<1号議案 2018 年度活動報告・決算報告・監査報告>

(2018 年度活動報告 水津秀夫 幹事)

1) 議員連盟の立ち上げに向けて

- ・建築基本法の制定のための超党派の議員連盟を作ることを目指して、超党派の議員による勉強会を 2017 年度に 3 回行い建築基本法の必要性を確認し、議員連盟の立ち上げに中心として動いてくれる議員の確保に努めた。
- ・会長、幹事長、事務局長の選任を進めた。事務局長は務台議員、次長は宮路議員が引き受けることになっているが、会長が未定で体制の確定に至っていない。
- ・十数名の議員事務所を訪問し、建築基本法の PR や議員連盟への協力を要望した。
- ・複数の議員パーティに参加した。

2) 建築基本法の PR 活動

- ・4 月 東京建築構造設計事務所協会 (ASDO) の会長、副会長ほかと意見交換。
- ・7 月 J I A 東北支部と共催で「これからの建築とまちづくり in 仙台 PART 3」シンポジウム。
- ・10 月 J I A 鹿児島支部と共催で「これからの建築とまちづくり in 鹿児島」シンポジウム。
- ・11 月 J I A 東北支部と共催で「これからの建築とまちづくり in 仙台 PART 4」シンポジウム。
- ・12 月 信州大学と共催で、松本にて「保存再生・地域創生と建築基本法」シンポジウム。
- ・2 月 J I A 東海支部愛知地域会と共催で、名古屋にて「これからの建築とまちづくり」講演会。
- ・ニューズレターの発行 (2018 年 9 月第 32 号、2019 年 3 月第 33 号)

3) 主な会合や調査

- ・6 月 2 日 通常総会 (出席 28 名 委任状 61 名)
講演会:「成熟社会に相応しい建築の制度について」
講師:園田真理子氏 (明治大学教授)
- ・9 月 5 日 日本建築学会大会 (東北) (会場:東北大学) でランチ懇談会 (参加者 12 名)
- ・9 月 14~16 日 完成した唐丹小白浜まちづくりセンターの建物「潮見第」で第七回のまちづくり意見交換会を行った。日本女子大の学生 12 名も参加し、片岸地区の復興計画の提案をして地元の住民の意見をもとに復興全体図を作成し、釜石市にも提出した。
- ・年度内 幹事会 7 回、外事分科会 8 回実施。

(2018 年度会計報告 萩原淳司 幹事)
(監査報告 新宮清志 監査役)

<2号議案 会則の改正>

第 8 条第 3 項、監査役 1 名を監査役 2 名以内に改正
提案理由: 1 名のみでは事故などの際に業務に支障をきたすおそれがあるため。

<3号議案 2019 年度役員選出> (敬称略)

会長: 神田 順

幹事: (五十音順) ※新任

※朝倉浩樹、岩崎隆、楠川邦輔、黒木正郎、佐久間慎夫、高田洋一、高橋伸博、高山峯夫、竹川忠芳、成岡茂、野口佳助、萩原淳司、橋本友希、久田基治、牧村功、松本純一郎、三上紀子、※矢沢秀周、山岡淳一郎

監査役: (五十音順) ※新任

新宮清志、※水津秀夫

相談役: (五十音順)

斎藤公男・仙田 満・和田 章

<4号議案 2019 年度活動計画・予算計画>

(活動計画 橋本友希幹事)

- 1) 超党派議員による早期の議員連盟の立ち上げを図り、議員立法を目指す。
 - ・東京及び地方シンポジウムの開催。
 - 2) 関係団体との連携を図る。
 - ・内閣府や国土交通省との意見交換を行う環境を整えるとともに関係諸団体との意見交換を引き続き行う。
 - 3) 本会活動の一層の周知を図る。
 - ・(仮題)「いまこそ建築基本法を」の冊子の作成
 - 4) 東日本大震災の復興支援の継続。
 - ・唐丹小白浜の復興支援を行う。
 - 5) その他 建築基本法制定に関わる活動。
(予算計画 橋本友希幹事) 承認
7. 議長解任
8. 閉会

講演会: 同日 15 時~16 時 30 分

地域と建築が共生するまちづくりの仕組み

—都市建築法制×まちづくり条例の共創関係を考える—

講師 松本 昭

市民未来まちづくりテラス

建築基本法が成立した暁には、その建築理念が我が国の建築をより良い方向に導くことが求められる。その方向性を考えるきっかけとして、松本昭氏から分権後の自治体に取り組む、景観法やまちづくり条例の事例を通じてどのような方向性が見えてくるのか示唆をいただいた。



松本 昭 氏

分権前の建築行政

講師は長年鎌倉市や国分寺市で建築行政に携わってきた。その中で耐震偽装や行政不服対応などを体験された。建築基準法に適合する建築が社会問題を起こしていた。二項道路に80戸のシェアハウスの長屋ができ行政不服が出たりした。その中で地域と建築が共生するまちづくりの仕組みはどうあるべきか考えるようになった。

分権後のまちづくり

2000年(平成12年)に地方分権一括法が施行され建築行政も地方分権となった。国が通達をもって全国一律に運用解釈を行ってきた流れに対して、地方自治体は自治事務として建築基準法の自主解釈権を付与された。

一方で2004年には景観法ができその運用は自治体に委ねられた。細かいことは自治体の条例で決めてよい。もう一方で、まちづくり条例で地域の特性を生かしたまちづくりが可能となった。しかし、まちづくり条例の制定は、自治体の任意であるため、多くの自治体で積極的な取り組みがなされているとは言い難い状況である。

各地域が民主的な手続で地域における「公共の福祉(憲法29条2項)」を顕在化させるための条例をつくることが重要だ。公共の福祉は、今や国レベル、都道府県レベル、市町村レベル、あるいはご近所レベルといった多段階で存在することから、これを前提としたまちづくりの取り組みが必要となる。事前確定的ではなく、協議調整とか話し合いの中で裁量が適正に発揮できるルールを作る。それが多分いい建築や地域を生み出す。

芦屋市と八潮市の取り組み

芦屋市は2004年に景観法ができたことを契機に、市内全域を景観地区にする戦略的政策判断を行ったことから、市内に建築するには建築確認の他に景観法に基づく「認定」が必要になった。建築計画を個々に認定する仕組みは事実上建築が許可制になったことを意味する。認定手続としては、景観アドバイザー会議を踏まえ、市から配慮方針が公開される。これを受けて認定審査会が、建築計画が景観地区の定性基準やそれを具体化した配慮指針に適合しているかを審査する。この関門を通り初めて建築が可能となる。配慮方針は案件ごとに公表されることから、結果、市内全域の配慮方針が示されている。

また、八潮市はまちづくり条例により、地域特性基準適合制度を運用し魅力ある地域の創出に努力している。外観デザインや色彩、緑化などのより地域環境の保全や創造に努めている。

(文責：成岡 茂)

新任幹事挨拶

(五十音順)

朝倉 浩樹(あさくら ひろき)氏

1979年生まれ。愛知県刈谷市出身。東京都港区にて地盤コンサルタント会社、(株)リガーレを営んでおります。

近年、(一社)東京構造設計事務所協会の賛助会員として建築基本法制定準備会の講演会を聴き、日本の抱える根本的問題から実際の建築での問題提起を含め貴重なお話を頂き、改めてこれからの建築には建築基本法という理念が必要だと強く感じました。

昨年1年間は、オブザーバーとして幹事会に出席させていただいておりましたが、この度、新任幹事を仰せつかり、若輩者ではありますが微力ながら力を尽くせればと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

矢沢 秀周(やざわ ひでちか)氏

1967年生まれ。福島県いわき市出身。埼玉県越谷市にて建築構造設計専門事務所、エーピーエヌ設計(株)を営んでおります。

近年、(一社)日本建築構造技術者協会埼玉サテライト代表や(一社)東京構造設計事務所協会副会長を務めており、真に世の中の為になる構造技術とは何であろうと模索活動している中で、神田先生と知り合いました。

昨年1年間は、オブザーバーとして幹事会に出席させていただいておりましたが、いろいろな方のお話を伺う中で、建築構造に限らず、様々な分野で、建築基本法の制定待たれる状況に、この度、新任幹事を仰せつかり、微力ながら、尽力するつもりです。

唐丹小白浜報告

恒例のワークショップも今回で8回目になります。小白浜の潮見第で8月8日から10日まで、公民館館長猪俣さんと山口さんのご支援をいただき、唐丹の歴史を学びながら、フットパスのガイド冊子づくりに取り組みました。今年も西さんとアトリエ71の倉田さんに加えて、日本女子大の薬袋先生と研究室の学生5人に参加いただき、実際に手分けして3つのルート歩き、フットパスの魅力を感じ取りました。

ルート1は、葛西昌丕^{まさひろ}の隠居所と言われる奇巖亭跡^{まがんでい}への道です。小白浜から本郷へ抜ける旧国道から右に折れ、白崎と呼ばれる浜の崖の上までたどります。対岸に大石を望む場所で、伊能忠敬がその間を舟で縄を張り測量を行ったということで、今は、本郷に置かれている測量の碑や星座石もこの地に建てられたといわれています。葛西昌丕は、天保の飢饉の際に、唐丹の民に救いの手をさしのべて、片岸から荒川への熊ノ木峠の道を、海側に迂回する緩やかな傾斜の新道開削事業として展開したと伝えられる唐丹の偉人の一人です。その様子は、新峠とも清水峠とも呼ばれる地点に立つ庚申塔に刻まれています。そこへの道がルート2です。

そしてルート3は、片岸川の河口から伝城の跡を巡る道。唐丹湾が一望できる絶景を訪れることができます。おそらくは湾に出入りする船を見張っていたのではないかと想像できます。今、シキッチ通りと呼んでいる道も、国道ができる前は、片岸への道は伝城坂あるいは伝城通りと呼ばれていたようです。

小白浜の夏祭りとなった、追悼と復興の祈りを込めた8月11日「唐丹ゆめあかり」にも、参加しました。今年は、横浜からチェロの小宮哲朗氏を唐丹小白浜まちづくりセンターでお呼びしました。昨年同様の拓殖大のチアリーダーとブラスバンドの演奏の後に落ち着いたひと時を醸し出しました。細かい雨にも見舞われながらも、最後の桜舞太鼓から花火まで、無事に終えました。そして、翌日は、さらに潮見第でミニコンサートを開催しました。午後の2時間にわたりバラエティに富んだ構成で、しばし潮見第をチェロの音色であふれさせました。

(神田 順)



伝城の跡地から望む唐丹湾、左の岬に奇巖亭跡地が、右の丘の峠越えに庚申塔があります。

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail: info@kihonho.jp / <http://www.kihonho.jp/>